



『介護保険の歴史』

- 1980年代以降、日本は少子高齢化が進み、介護が必要となる高齢者を国民全体で支えるために、社会保険方式の介護保険制度が求められました

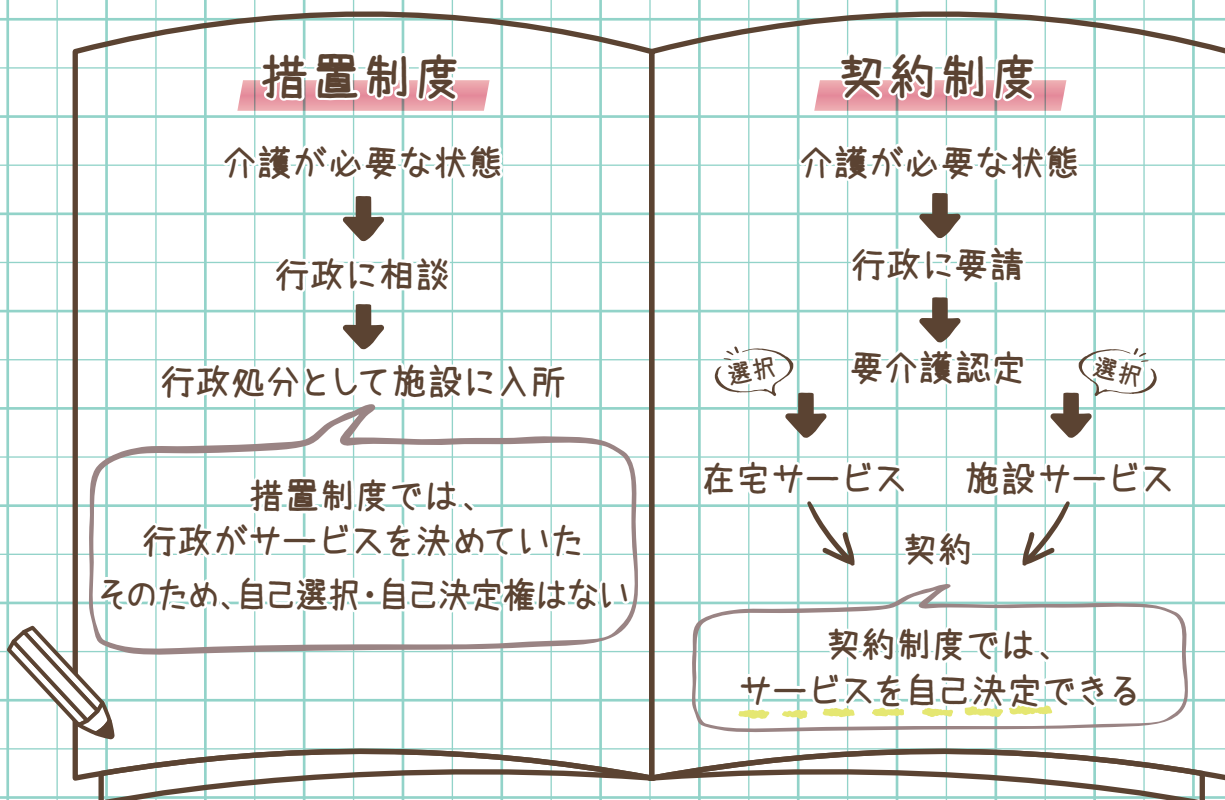
介護保険制度の歩みの大筋

介護サービスの 基盤整備	1989年 → ゴールドプランの策定 『在宅福祉と施設福祉の両面から介護サービスを整える!』
社会福祉 基礎構造改革	1997年 → <u>介護保険法</u> 成立 2000年 → 介護福祉事業法 ⇨ 社会福祉法へ改正 2003年 → 障害者福祉において『 <u>支援費制度</u> 』導入



この社会福祉基礎構造改革の最大の目玉

⇒ 『措置制度』から『契約制度』に変わったこと



支援費制度も同様で、障害者がサービスを自己決定できるようにした!

◎ 介護保険制度ができた背景と目的

背景

- ① 少子高齢化の進展による65歳以上の人口『**老年人口**』が増えたこと
- ② 介護の長期化や重度化が進んだこと
- ③ 治療は必要ないが、本人や家族の都合で入院する『**社会的入院**』が横行していたこと
- ④ サービスが一元化されていなかったこと
- ⑤ 国の財政を圧迫していたこと

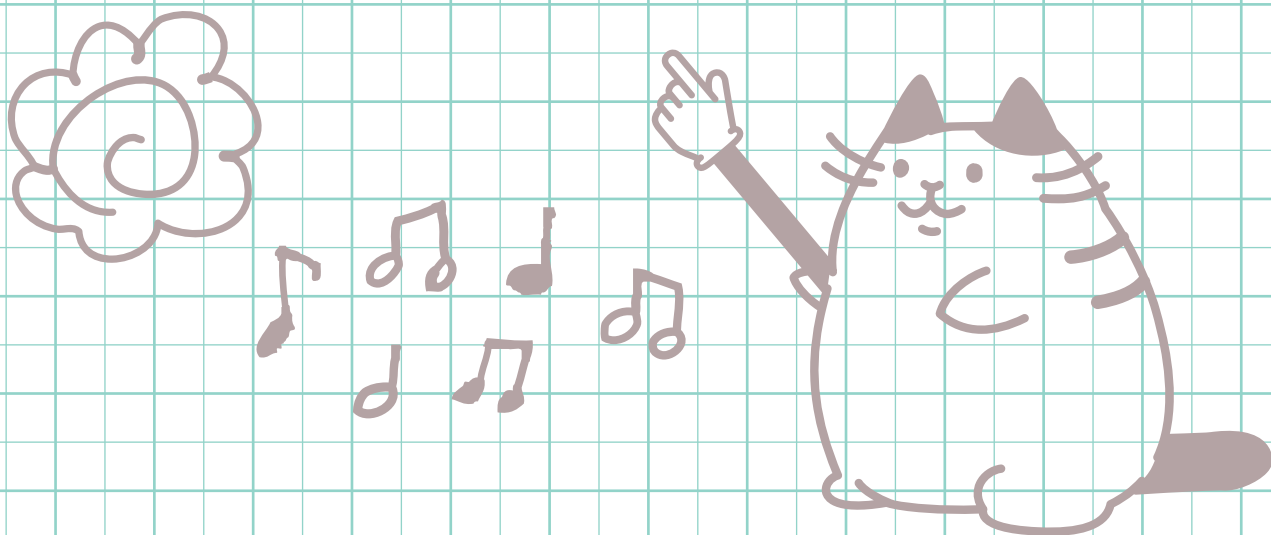
目的

介護保険法第一条に記載されており、要約すると

▶▶▶ 国民みんなで助け合うという『**国民共同連帯の理念**』の考え、
介護を社会全体で行い、
医療や福祉を増進させることを目的としています

介護保険法第一条（原文）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により
要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び
療養上の管理その他の医療を要する者等について、
**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る
給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、
その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、
もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。**



介護保険制度改正



介護保険制度は2000年に作られてから、2011年までは5年に1度、それ以降は3年に1度のペースで改正されています

2005年

Point 『介護予防を重視する方向性を示した』

主な改正内容

- ① 要支援1・2の区分を創設
- ② 介護予防サービスを創設
- ③ 小規模多機能型居宅介護などの、地域密着型サービスを創設
- ④ 地域包括支援センターを創設
- ⑤ 介護地域支援事業を創設

2011年

Point 『地域包括ケアシステムの構築』

内容

- ① 地域支援事業に、介護予防・日常生活支援総合事業を導入
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を創設
- ③ 小多機と訪問看護を組み合わせた『複合型サービス』を創設
- ④ 介護福祉士が条件付きで喀痰吸引が可能に

2014年

Point 『持続的な社会保障制度の確立』を目的として、『地域包括ケアシステム』の推進を進めた

内容

- ① 特養の入所条件を要介護3以上にする
- ② 一定以上の所得がある方の自己負担を2割にする
- ③ 地域密着型通所介護の創設
- ④ 『予防訪問介護・予防通所介護』を予防給付から地域支援事業に移行

2017年

Point 『地域包括ケアシステムのさらなる推進』

主な改正

- ① 一部の自己負担割合を2割から3割に増やす
- ② 自立支援・重度化防止に向けて、財政的インセンティブを整備
- ③ 介護医療院を創設
- ④ 地域共生社会の実現に向けて介護保険と障害福祉制度の共生型サービスを創設

2020年

Point 『持続可能な介護保険制度の確立』

主な改正

- ① 高額介護サービス費の引き上げ
- ② 低所得の施設利用の負担を補助
- ③ 介護・障害・子供・困窮の相談支援を地域包括支援センターなどに一本化
- ④ 通いの場の推奨

◎ 介護保険制度の基本的仕組み

保険者 住民が住む市町村

被保険者 第一号被保険者 ⇔ 65歳以上の方

第二号被保険者 ⇔ 40歳以上、65歳未満の医療保険加入者



第一号、第二号では『受給条件』『介護保険料の徴収方法』が異なる



知っておくといいこと

- ① 住所地特例 ⇨
- ・東京都内のように人が多いが介護施設が少ない地域
 - ・郊外のように、人口は少ないが、介護施設が多い地域で負担が偏らないようにすることが狙い

施設所在地に住所変更したと認められる被保険者は、住所変更前の住所地の被保険者となる

- ② 外国人も一緒! ⇨ 日本国籍がなくても、特別永住者・中長期在留者も同じように扱われますので、外国人も被保険者となる

受給する条件

✓ 第一号被保険者の場合は、要介護・要支援状態にある人

✓ 第二号被保険者の場合は、

- ・特定疾病を患っており
- ・それが原因で要介護状態や要支援状態にあること

特定疾病 (16種類)

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 末期がん | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ② 関節リウマチ | ⑩ 早老症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ④ 後縦靱帯骨化症 | ⑫ 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑥ 認知症 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦ パーキンソン病 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧ 脊髄小脳変性症 | ⑯ 両側の膝関節、股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

保険料の徴収方法

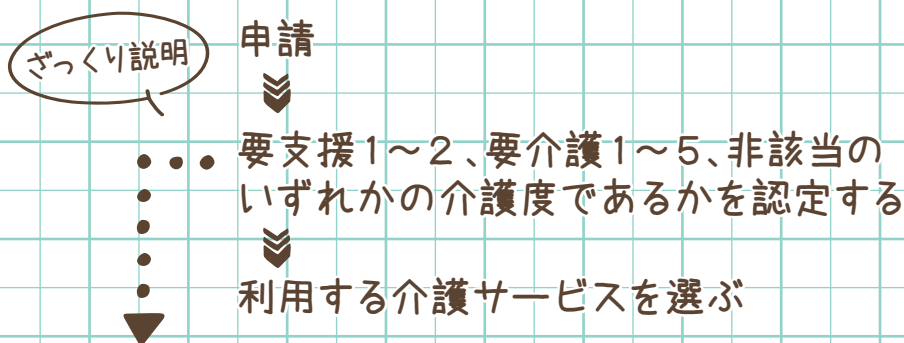
☑ 第一号被保険者の場合は、

- ・ 保険料を集めるのは市町村
- ・ 徴収方法は、年金が年18万円以上なら、天引きされる『特別徴収』
- ・ そうでないなら、普通徴収

☑ 第二号被保険者の場合は、

- ・ 保険料を集めるのは、医療保険の保険者
- ・ そして、医療保険料と合わせて徴収

◎ 介護保険サービスの利用までの流れ



介護度の認定 認定調査 ⇨ 一次判定 ⇨ 二次判定 を経て決定されます

- ☑ 認定調査：市町村の調査員が、被保険者の自宅を訪問し、74個の基本調査項目に関して聞き取り調査を実施し、特記事項などの聞き取りを行います
- ☑ 一次判定：基本調査の内容をコンピューターに打ち込み、これをもとに要介護・要支援状態の区分が判定されます
- ☑ 二次判定：区分を
 - ・ 一次判定の結果
 - ・ 主治医の意見書
 - ・ 特記事項をもとに、『介護認定審査会』が最終決定します
内容は、申請から30日以内に通知するようにされています

演習過去問題

問題 1 介護保険審査会の設置主体として、正しいものを一つ選びなさい

- 1 市町村社会福祉協議会
- 2 都道府県社会福祉協議会
- 3 市町村
- 4 都道府県
- 5 国

問題 2 介護保険法に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 法の施行前は、国が高齢化対策に関しての計画を策定することはなかった
- 2 家族の自助努力による介護の推進を基本としている。
- 3 保険給付は、介護給付と予防給付の2種類である
- 4 国民の共同連帯の理念に基づくものである。
- 5 介護サービスの提供主体を社会福祉法人に限定している。

問題 3 介護保険に規定される要介護認定に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい

- 1 要介護認定の対象は65歳以上に限られる。
- 2 介護認定審査会は、要介護認定の結果を都道府県へ報告しなければならない。
- 3 要介護認定の取り消しが必要な場合は、都道府県が行わなければならない。
- 4 市町村は、要介護認定の審査及び判定の基準を定める。
- 5 市町村は、要介護認定の結果を当該被保険者に通知しなければならない。

問題 4 介護保険の被保険者に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 40歳以上 65歳未満の医療保険加入者は、住所のある市町村の被保険者になる
- 2 自宅の住所と違う自治体にある介護保険施設に入所して住所変更した場合は、変更後の市町村の被保険者になる
- 3 他の市町村に住所を変更した場合、年度中は転出前の市町村の被保険者の資格を継続する
- 4 第一号被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項は、被保険者本人が市町村に届けなければならない。
- 5 他の都道府県に住所を変更した場合、転出前の都道府県に変更届を提出しなければならない。

問題 1

介護保険審査会は、市町村が行った行政処分に対する不服申し立ての審議・裁決を行う各都道府県に設置されている。よって正解は「4」！

要介護申請の申し立てなどを行えます。

問題 2

- 1 介護保険法の成立以前から、老人保健法などの制定により、高齢化対策は実施されている
- 2 国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で支え合うことが基本
- 3 保険給付は、要介護者への介護給付、要支援者に対する予防給付、市町村が条例で定める市町村特別給付の3種類がある
- 4 ☒ 正解！
- 5 介護サービスには、株式会社などの参加も認められている

問題 3

- 1 介護保険の第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者
- 2 要介護認定の通知は、申請人に郵送で通知されるほか、市町村に報告される
- 3 要介護認定の取り消しは市町村が行う
- 4 要介護認定の審査及び判定基準は全国一律
- 5 ☒ 正解！

問題 4

- 1 ☒ 正解！
- 2 住所地特例の対象施設であれば、転居前の住所の自治体の介護保険が継続される
- 3 介護保険は原則として住所地の介護保険に加入することになる
- 4 介護保険の資格取得や喪失の手続きは、自治体が行います。死亡時など本人は行えませんよね……
- 5 転出先の自治体には、受給資格の証明書か加入届を提出すし、転出前の自治体には被保険者証を返却する必要があります